

監査公告第13号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した
経済環境部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により
別紙のとおり公表する。

令和2年1月31日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

経済環境部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年12月10日から令和2年1月9日まで

第2 監査の対象

商工振興課、企業誘致室、農林水産課、環境政策課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・加賀市産業振興行動計画について、次のとおり意見を付す。

現計画の重要業績評価指標（KPI）の達成状況を見ると、すでに達成したものや、全く届いていないものなど、格差が大きいように思われる。

今後、策定される「第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略」との関連からも、いわゆるスマートシティ関係の重点施策については、これまで以上に施策としての実装を見据えたうえで、効果的なKPI設定に努められたい。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

経済環境部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 商工振興課、企業誘致推進室

- ・加賀市産業振興行動計画について
- ・ふるさと納税について
- ・産業団地整備について

2. 農林水産課

- ・農業用ため池について
- ・農業人口の減少について

3. 環境政策課

- ・廃業旅館対策について
- ・加賀温泉駅付近の観音像について
- ・住宅用リチウムイオン蓄電池設置補助事業について